

宮崎市減塩マイナス3g推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が減塩に取り組むための環境整備を目的として交付する宮崎市減塩マイナス3g推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、宮崎市内で弁当の製造販売又は食品の販売を行う事業者（以下「補助対象者」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する者又は市長が別に定める者
- (2) 市税の滞納がないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は補助対象者としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号。以下「暴排条例」という。）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う事業のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎市内で実施する次のいずれかに該当する事業であること
 - ① 市が提供する減塩レシピに基づいた弁当（以下「減塩弁当」という。）を製造し販売する事業
 - ② 減塩の表示がある商品又は減塩行動に繋がる商品10種類以上を展示するコーナー（以下「減塩商品コーナー」という。）を設置し、当該商品を販売する事業
- (2) 交付申請を行う年度内に完了する事業であること
- (3) 実施期間には1週間以上連続する期間が含まれていること

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費として市長が認めるものとする。

2 補助対象経費の区分及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条の規定に基づき、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該事業の開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書（様式第3号）
- (4) その他必要と認める書類

- 2 補助対象者において補助事業の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、補助金交付の適否、補助金の額及び補助金の交付にあたって付すべき条件について決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第5条に定める補助金等交付決定書により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる補助対象経費については、概算払により交付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、規則第6条第1項の規定により、第6条の決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。

（暴力団の排除）

第9条 市長は、暴排条例第6条に規定する措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助対象者が暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）に該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が暴力団関係者に該当することが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業計画変更の承認等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ規則第7条第1項に規定する書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、事業計画書の経費の配分欄に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ① 事業目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものである場合。
- ② 事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- （3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、補助事業の計画の変更又は廃止の承認をしたときは、規則第7条第2項の規定に基づき補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づき、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第4号)

(2) 収支決算書(様式第5号)

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該消費税等相当額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
- 3 第1項の実績報告をした後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合において、第5条第2項ただし書の規定により消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者にあつては、確定金額(前項の規定により減額をした者にあつては、確定金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに報告するとともに、これによって補助額が減額となる場合は、市長の返還命令を受けて補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を精査し、必要に応じては、実地調査等によってその成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、規則第12条に基づき補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 第7条ただし書の規定により概算払により交付した補助金については、前条の規定による補助金の確定により精算するものとし、確定額を上回った場合は、差額を宮崎市に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第14条 補助事業者は、取得財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第5号に規定する財産に限る。)について、財産処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取壊すこと等をいう。)してはならない。
- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、概ね10年とする。ただし、補助金等の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数によってはその限りではない。また、災害による損壊等、補助事業者の責に帰することができない事由については、概ね10年経過前であっても財産処分できることとする。

(情報管理及び秘密保持)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事業	補助対象経費の区分・内容	補助額
①減塩弁当の販売	・人件費（事業実施に要する従業員の給与、賃金等） ・物件費（事業実施に要する消耗品費、原材料費、その他諸経費）	補助対象経費の総額又は減塩弁当の販売数（売れ残った数を含む。）に100円を乗じた額のいずれか低い額。※上限10万円
②減塩商品コーナーの設置		補助対象経費の総額又は減塩商品コーナーの設置日数に500円を乗じた額のいずれか低い額。※上限5万円。 <減塩商品の例> ・減塩調味料：しょうゆ、みそ、だし、ドレッシング、ポン酢、ケチャップなど ・減塩食品：塩昆布、高野豆腐、チーズ、麺、漬物、パンなど ・その他：醤油スプレー、計量スプーン、塩分計など